

意見書案第 18 号  
令和5年12月20日

長岡京市議会議長

白石 多津子 様

発議者 中 村 歩  
富 田 達 也  
小 原 明 大  
住 田 初 恵  
二階堂 恵 子  
広 垣 栄 治

意見書の提出について

高学費の引き下げ、給付型奨学金の拡充、貸与奨学金の返済軽減を求める意見書（案）

を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

高学費の引き下げ、給付型奨学金の拡充、貸与奨学金の返済  
軽減を求める意見書 (案)

日本の大学の初年度納付金は国立で81万円台、私立で平均135万円台に高騰する一方で、労働者の実質賃金はこの30年間ほとんど上がっていない。貸与制の奨学金の比重が高まるもと、3人に1人が約300万円を借りて進学しており、奨学金の貸与総額は10兆円近くに及ぶ。40歳前後まで返済を続ける者も少なくない。若者が10兆円近くの借金を背負いながら結婚や子育てをし、さらに子のための高い教育費負担をしなければならない状況は、少子化の要因であるのみならず、日本経済にとってもブレーキ要因となっている。

高学費の大きな原因は、日本の教育費予算（GDP比）がOECD諸国平均の半分以下で最下位クラスであることである。若者が経済的格差によって教育の機会を逸する状況では、国際社会に伍してゆくこともままならない。

ヨーロッパでは学費が年数万円の国や、十分な給付型奨学金が受け取れる国が主流であり、アメリカも学生ローンの1人1万ドルの返済免除を決めた。

日本国憲法では「教育の機会均等」を定めており、日本も批准した国際人権規約では「高等教育の漸進的無償化」が定められている。今、その早急な具体化こそが求められている。

よって国におかれては、下記の事項に取り組みられるよう強く求める。

記

1. 大学・短期大学・専門学校の学費を抜本的に引き下げる措置をとり、無償化をめざすこと。
2. 給付型の奨学金制度を抜本的に拡充すること。
3. 貸与奨学金の返済軽減への支援を大胆に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣  
文部科学大臣